

令和4年10月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年10月総会議事録

1 日 時 令和4年10月14日（金） 午後3時00分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について (5件)
- 第3号 空き家に付随した農地の指定について (1件)

報告事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）(4件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (1件)
- 3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (2件)
- 4 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継設備等の設置に伴う農地の転用について (3件)
 - ・次回総会 11月11日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 11月 2日（水） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 | 4番 林 一志 |
| 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 |
| 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 | 11番 岡島 史真 |
| 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 | 14番 木村 正雄 |
| 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 | 17番 山近 洋祐 |
| 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（1人）

- 1番 野中 保志 10番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書 記 | 北村 実瑛 |

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和4年10月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案が3件、報告事項が3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、9月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和4年10月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は17名、欠席委員は2名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

2番、藤川久志委員、3番、大田寛治委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号番号1について、審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年10月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字東深川字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,616㎡。ほか1筆、合計面積2,339㎡。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借受人は、萩市大字●●●▲▲番地、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●●さん。

貸付人は、広島市●●●●●丁目▲▲番▲▲号、●●●●●さんです。

転用の目的は、工事用仮設道路で、行為を行う面積は361.86㎡です。

理由としまして、借受人は、長門市東深川字●●、▲▲▲▲番、及び字

●●、▲▲▲▲番での宅地造成工事に関し、安全性と利便性を確保するために工事用仮設道路を設置する必要が生じたため。貸付人は、借受人の要望に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所本庁から南南東約 1.1 km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を、4 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第一種低層住居専用地域に用途指定されております。

農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、水利組合への説明も行っており、汚水は発生しないため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

1.7 番

17 番、山近です。

10 月 5 日、大野会長さんと、西川推進委員さん、事務局と私、計 6 名で現地調査をいたしました。

場所は、●●中学校裏と●●道路を挟んだ宅地化の進んだ土地でございます。

9 月の総会で承認された所の、権利移転に伴う、造成工事の道路でございます。

今、事務局から説明がありましたとおりで、何ら問題ないかと思われ
ます。

以上です。皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農業振興地域の変更について、を議題といた
します。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。

今回、農林水産課より、農業振興地域の変更に関する案件 5 件について
意見を求められているところです。

内容につきましては、重要変更が 5 件となっています。

2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整
備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整
備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 4 年 10 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

はじめに、農振農用地区域からの除外案件について説明いたします。

この議案については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあること
から、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められ
ているもので、今回の計画の変更に当たっては、農業振興地域整備計画の
変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第
2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

では、番号 1 から 3 は同様の内容となっておりますので、一括してご説
明いたします。

番号 1。

土地の所在、大字三隅中字●●、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 833 m²のうち、除外面積 4 m²です。

申請者は、東京都世田谷区●●▲丁目▲▲番▲号、●●●●●●株式会社で、除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置を行うものです。

「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 5 ページをご覧ください。

申請地は、長門市役所三隅支所から北東へ約 1.6 km に位置する農地です。6 ページには公図を、7 ページから 8 ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しております。

番号 2。

土地の所在、大字俵山字●●●、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 546 m²のうち、除外面積 1 m²です。

申請者及び除外の理由は、番号 1 と同様です。

「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 9 ページをご覧ください。

申請地は、長門市役所俵山出張所から北西約 5.6 km に位置する農地です。10 ページには公図を、11 ページから 12 ページにはそれぞれ平面図、立面図を添付しております。

番号 3。

土地の所在、大字俵山字●●●、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 2,827 m²のうち、除外面積 1 m²です。

申請者及び除外の理由は、番号 1 と同様です。

「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページをご覧ください。

申請地は、長門市役所俵山出張所から北西約 4.7 km に位置する農地です。14 ページには公図を、15 ページから 16 ページにはそれぞれ平面図、立面図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明いたします。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営

む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には非該当、もしくは土地改良事業完了後8年以上を経過しているため適合する。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、一部につきましては、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象農地ではありますが、対象農地から除外予定のため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第53条第14号の規定により、公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

15番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

15番

15番、中野です。

10月5日でございますが、大野会長さん、事務局の方お二人と、藤井推進委員さん、そして私とで、現地の2ヶ所を調査したところでございます。

先ほど、事務局の方がご説明されたとおりで、何ら問題はないと思いますので、皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、1 番から 3 番に関して農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

続きまして、4 番をお願いします。

事務局長
補佐

番号 4。

土地の所在、大字日置中字●●、地番▲▲▲▲番、現況地目は田、台帳面積 4,065 m²の除外。ほか 5 筆です。

申請者は、下関市●●●●▲番▲▲号、●●●●●さんで、除外の理由は、非農地化です。

申請地につきましては「議案位置図等添付資料」1 ページ、17 ページ及び 18 ページをご覧ください。申請地は長門市役所日置支所から北西へ約 2.5 km に位置する農地です。

19 ページには公図を添付しています。

ここで、本日配布した参考資料「農業振興地域制度に関するガイドライン」2 ページをご覧ください。

第 16-1 (1) ④に示されている「経済事情の変動その他情勢の推移」の「イ」でございます。

要約しますと、「農業委員会が非農地であると判断した農地は、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号に該当しない場合は農振除外できる」というものです。

ここで、10 月 5 日において実施しました現地調査の結果、5 筆ありますうちの、字●●、地番▲▲▲▲番及び、字●●●●、▲▲▲▲番につきましては、雑草が繁茂しているものの、草刈り及び耕起により容易に農地に戻る状態であったため、今回の除外申請の審査対象からは除外するべきと考えます。

他の 4 筆の農地につきまして、参考資料 4 ページにお示ししております、「農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号」の要件について説明いたします。

1 号については、10ha 未満の集団に存在する農地であり該当しません。

2 号については、公共投資の対象となった農地ではなく該当しません。

3 号については、前 2 号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される農地ではなく、該当しません。

4 号については、農業用施設用地ではないため該当しません。

5 号については、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためこの農地の農業上の利用を確保することが必要であるとは認められないため、該当しません。

以上のことから、農振法第 10 条第 3 項各号に該当しないため、農用地区

域からの除外が可能であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

16 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

16 番

16 番、当地区担当の末永です。

先ほど、事務局から説明がありましたように、現地に行って、まだこれは農地として十分に使えるという農地が 2 筆あったんですけれども、本人が売りたいというか、手放したいという意向で、農地から除外してほしいということのようなんですけれども、それをいちいち認めてたら、そういう農地はたくさんあるんですよ。

もう作りたくないから、どこかに売りたいとか、これを誰かに売りたいから、農地じゃない方がいいとか、家を建てたいとか、墓地にしたいとか、そういう希望いろいろあるんですよ。

ただ、明らかに農地としてまだ利用できる状態であれば、農業振興地域から外すべきではないと私は思って、現地調査に行った時も、これはまだ農地として残すべきじゃないかと提言したんですけれども、皆さんのお考えが聞けたら、それはそれで参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

本件については、私も現地で見ておまして、末永委員さんと推進委員さんと事務局も一緒に現地を見て、今、事務局が申し上げましたように、字●●、地番▲▲▲▲番と、字●●●●、▲▲▲▲番の 2 筆につきましては、昨年くらいにまだ草が刈られたような状態で、起こそうと思えば起こせるという状況でありました。

あとの農地につきましては、研修会でもありましたように、もう完全に山になっているという状況です。

こういう状況でございますが、あとの 4 筆を、農業振興地域から除外すると認めるかというのが、今回のお諮りする議題でございます。

5 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

5 番

5 番、仙崎地区担当の深水です。

これはちょっと、なかなか状況が分からないんですが、要は、一番最初と、一番最後の所を、雑草はあるけどまだ耕作可能という事だと思うんですけども、これを今から先、そのまま今は耕作可能で残しておくことはできると思うんですけども、非農地化にする場合に、誰がどうやって管理をするか、そういうことを考えていかないと、ただ置いちゃったらもう、すぐ竹や木が生えて、すぐ非農地化になると思うんですよ。

だから、そういう事をよく考えないと、今この2筆を残して後の4筆を非農地化しても、後また残った2筆をどうするかというような問題が出てきますので、それをある程度考えていかないと、難しい面も出るのかなと。

そしてこの方は今、除外の事で、処分をしたいという事になっていると思うんですよ。だからその処分内容についても、なかなか目に見えないところがあるんですけども。

まあ、私の担当地区の所ですね、財産相続をせず、財産放棄をされたところもあるんですよ。その時はもう、国の財産になるんですよ。

そしたらもう、弁護士等々が管理人になったり、結構面倒臭くなったりするもんでですね、だから、そういう事もよく考えていかないといけないのかなあと考えます。

私はもう、全て一括して非農地化にする方がいいと思います。

議 長

今、私どもが提案いたしました、現況、耕作が可能である2筆を残してということ、深水委員さんからご意見がありました。

場所的にですね、山の中のそれこそぽつんと一軒家ということで、もう一年すれば多分、木が生えて、山林化する状況ですが、現況では、昨年くらいまでは草が刈られていて、セイタカアワダチソウが50cmほど伸びた状態で、刈れば管理ができるよと、後の所は、完全に山林になっております。

そしてこの方がですね、処分をしたいということで、農地では処分ができないから、非農地として処分をしたいということで、一括で非農地ということなんです。

4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

4 番

4 番、林です。

現地を知らないのので申し訳ないですが、このお宅というのは、現在、人が住めるような家なんですか。

事務局長
補佐

はい、お宅の方は、綺麗に管理をされていました。
現地調査の際に、確か、洗濯物を干されていたので。

4 番

では、空き家バンクに登録していないこの土地を、有効活用されたい
いよという説得をされたらどうでしょうか。

そしたら、現在、農地であるものを、農地でなくすよりも、農地として
貸す方がよっぽどいいんじゃないかと思うんですけども。

それだけです。すみません。

事務局長
補佐

では、事務局からお答えいたします。

今、林委員さんがおっしゃられたように、空き家バンクに登録して、空
き家に付随した農地として取り扱うという方法も当然ございますでしょう
から、この案件が、この 2 筆が除外できなかったら、そういったアドバイ
スもできるのではないかと考えております。

ちょっとガイドラインの方に立ち戻りますけれども、農振除外の、この
案件に関しての要件というのが、農業委員会が、ここはもう農地ではない
と判断した場合に、農振から除外できるという、ガイドラインの条文でご
ざいまして、末永委員さんをはじめ、私どもが現地を確認したところ、こ
こはまだ農地性がある、草刈りをして耕起をすれば、すぐに農地に戻る、
いわゆる、先ほどの研修でありました、緑区分の農地でございますので、
農地ではないという判断はできない。ですので、今回のほかの農地に引っ
掛けて除外するというのはできないというのが、事務局の判断でございま
す。

以上です。

14 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14 番

14 番、木村です。

だいたい、この田んぼの状況、位置づけは分かったんですけど、この申
請人の●●●●さんというのは、何歳くらいの人ですか。

と言うのも、林委員さんが言われた、空き家バンクに登録して云々と言
うてやけど、もし空き家バンクに登録して、誰かがこの家におっちゃった
場合、その年数にもよるんやけど、貸している間に、この●●●●さんが
不幸にて亡くなられた場合は、どうなるかという事ですよね。この●●●●
●●●●さんに子供さんがおってなら、知らん事やけどね。

この人で代が終わりだった場合は、自分が生存しているときに、処分し

たいというんやったら考えられるんやけど、この農地を、いつまでも空き家で、誰かが移り住んだ場合、その人が将来的に、買うよという約束ができていいるなら、それでいいと思うんやけど、あくまでも借家で、いずれは出ていきたいと言うんやったら、問題になるんじゃないですか。

まあ、事務局が言われた、この2筆については、ちょっと農業委員会として、非農地にするのは難しだろうという事を言われるんやけど。

どうでしょうか。

事務局長
補佐

空き家バンクに登録されて、それに付随する農地として、農業委員会で空き家付随農地に指定すると、これで必ずこの農地が売れるということは、当然、担保される保証はございません。

これはもう、売り手さんと、それに対して、まあ、仮にですね、空き家バンクに登録したとして、ここを買いたいという方が、農地も一緒に引き受けるという算段が付けば、そのようになるというところでございます。

●●さんのお歳ですけれども、すみません、下関市の方ですので、こちらの住基などでの年齢の確認はしておりません。

議 長

それぞれ、担当委員、その他の方からのご質問を受けたわけですが、除外の理由がですね、不在地主で高齢のため、維持管理が困難なため、非農地化して処分したいためという事ですから、先ほどの案件を法律にのっとなっていけば、農業委員会の方が、決定をすると。

事務局長
補佐

あくまで農振除外に関して、農林水産課から意見を求められているというところでございまして、今回は、随時見直しということで、こういった総会に諮りますけれども、場合によっては、先ほどの研修でも、木村委員さんが発言されていましたが、農業振興計画の全体見直しの際に、農用地から落として、その後、非農地化した場合に、農業委員会で非農地証明をするという段取りを踏めるのかなと。

今回の案件につきましても、長門市の現況確認の要綱上、農振農用地については、現況確認はしないという取り決めがございまして、その他の点についても、現状では非農地証明は出せないというところがあるので、まずは農振地域から外して、その後、現況確認申請をしていただいて、非農地化して、売れるようにするという段取りを踏むんですけれども、今回除外しても、現況確認に行ったら、やっぱり農地ですと、この2筆は外れてしまうということは目に見えているので、ちょっとどうなのかなというところでございます。

議 長

除外申請の変更についての、皆さん方への審議ですが、どのような形で

決定を、先ほど、深水委員さんが言われたように、先でもう、荒れるのが分かっているから、今がどうのこうのじゃなしに、まとめて一括で除外をしたらどうかという意見があったわけですが。

5 番

今、私は全体でということを言いましたが、事務局の方がですね、もう現地確認をして、非農地証明はできないよと、非農地化というみなし判定はできないよという判断をされたのであれば、もうそれで致し方がないかなと。

だからもう、事務局としたら、これを非農地化の方の判断はできないよという事でしょう。そしたらもう、それでいくしかないのかなと。

私も現地を見ていないからですね、どれだけの状態か分からないんですけども、現地に行かれた事務局、そして委員さん達がそういう判断をされたのであれば、その判断に私は従っていいのかなと思っております。

もう、だから外すっていう事ですよ、この2筆だけは。

事務局長
補佐

外す対象から、外すという事です。農地として残すという事です。

議 長

書面がですね、議案として一括して上げておりましたから、誤解を招いてですね、もう最初から、この2筆については、まだ現況から判断して耕作ができるから、除外から外すという事で、4件だけ提案すれば、そのままよかったかもしれませんが、この●●さんの、6枚の田んぼを全部一括で上げたからですね、皆さん方の誤解もあったし、私どもの説明も思うようにできなかったと思います。

今、皆さんのご意見を総合的に判断してですね、6枚のうちの2枚については、現況は農地であると。あとの4枚については、完全に山林化しておりますので、非農地として認めるという形で採決をとっていいでしょうか。

ちょっと私の説明も不十分かもしれませんが、今、説明をいたしましたことで、皆様方の同意がいただけましたら、挙手をおねがいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件につきましては、字●●、▲▲▲▲番、及び字●●●●、▲▲▲▲番の2筆以外の農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

続きまして、5番をお願いします。

事務局長
補佐

番号 5。

土地の所在、大字日置中字●●、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 999 m²のうち、除外面積 570 m²です。

申請者は、日置中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

除外の理由は、農家用住宅の建築です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 20 ページをご覧ください。申請地は長門市役所日置支所から北西へ約 1.3 k m に位置する農地です。

また、21 ページには公図を、22 ページから 24 ページにはそれぞれ土地利用計画図、平面図及び立面図を添付しています。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明いたします。

1 号については、農家用住宅を建築することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業完了後 8 年以上を経過しているため適合する。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度については対象外農地であり、多面的機能支払制度については対象農地ではありますが、対象農地から除外予定のため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、原則転用できない第 1 種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当し、転用可能であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、

ご意見等ありましたらお願いいたします。

12番

12番、林です。

補足説明をいたします。

10月5日、会長、上手推進委員、事務局と私で現地確認をいたしました。

申請地は、●●●●地区、●●中学校から北西に位置し、本人の所有地であります。

申請者は、株式会社●●を立ち上げられ、現在、妻、息子、アルバイト雇用により、水稻14ha、麦2.5haを耕作されております。

今回、息子家族が実家に戻ることとなり、申請に至ったということです。

計画地につきましては、本人所有の土地で他に条件の良い候補地もなく、また、実家は、河川に隣接しており、過去たびたび水害にも遭われていることから、周囲を市道と農業用施設用地に囲まれ、隣接するほ場はなく、問題ないと思われるので計画されました。

息子さんも耕作のかたわら、農産物加工品をはじめ、6次産業にも一生懸命取り組んでおられるようです。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件について、質問、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件につきましては、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると、決定をいたします。

引き続き、議案第3号、長門市空き家に付随した農地の指定申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第3号、長門市空き家に付随した農地の指定申請について、空き家

に付随した農地の指定申請があったので、審議を求める。

令和4年10月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字油谷川尻字●●●、地番▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は195㎡。

所有者は、兵庫県三田市●●●●●▲丁目▲▲番地▲▲、●●●●●さん。

空き家の所在地は、油谷●●、▲▲▲番地で、空き屋バンク登録日は令和4年8月25日です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び25ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から北東約3.2kmに位置する空き家の北西約240mにある農地です。

また、26ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」18ページの「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第4条（適用条件）をご覧ください。

なお、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地の状況についてです。一部には果樹が植栽されており、草刈り管理もされており耕作できる状況にあり指定は可能と考えます。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一です。

また、第6条（指定することができない農地）には該当しておりません。

以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当11番、岡島委員、補足説明がございましたらお願いをいたします。

11番

11番、岡島です。

10月5日に、大野会長、元永推進委員と事務局と私で、現地の確認をいたしました。

この農地は、●●の墓地の隣ということもありまして、近所の人が適切に草刈りをされて、刈った草も全て燃やされて、きれいに管理されておりましたので、いつでも耕せば、植物が植えられるような状態となっております。

皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

す。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件に関する農地は、空き家に付随した農地に指定することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。

事務局長

では、説明に入ります。4 ページをご覧ください。
報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。
番号 1。
令和 4 年 9 月 6 日に合意解約しております。
ほか 3 件の合意解約です。
以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長

では、説明させていただきます。5 ページをご覧ください。
報告事項 2、農業用施設設置届受理報告でございます。
番号 1。
内容としましては、農業用機械、小型のもの、アタッチ等及び農業用資材が増加したため簡易の保管庫を設置するもので、令和 4 年 10 月 5 日に受理しております。
以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろし

いでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、先ほどお配りいたしました、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明させていただきます。
報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用についてです。
番号 1。
内容としましては、防災重点農業用ため池緊急整備事業施行に伴う施工ヤード及び工事用仮設道路に一時転用する計画でございます。
令和 4 年 9 月 15 日に受理しております。
ほか 1 件の農地一時転用となります。
以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、その他の報告事項について説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明させていただきます。資料の 6 ページから 17 ページをご覧ください。

●●●●●●株式会社から、「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっております。

番号 1。

令和 4 年 10 月 5 日付で異議なしの通知を送付させていただいております。

ほか 2 件の転用となります。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きますて、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 ではまず、次回の農業委員会定例総会ですが、11月11日、金曜日、9時
補佐 30分から、市役所4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、11月2日、水曜日を予定しております。

該当する委員さんには、後日事務局から集合時間等連絡いたしますので、
ご立会をよろしくお願いいたします。

また、10月26日、水曜日には、長門、三隅地区、10月31日、月曜日には、
日置、油谷地区で、第4回農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。
ご出席をよろしくお願いいたします。

その他、事務連絡については以上となります。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦労様でございました。

終了時間 午後3時55分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年10月14日、

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 藤 川 久 志

議事録署名委員 大 田 寛 治